

## 環境配慮事項の選定

環境配慮事項の選定は、「開発事業地及びその周辺の環境特性（浜松市環境配慮指針手引書 P. 28）」を確認し、以下に示す「環境配慮事項選定マトリックス」に照らし合わせて行います（●印を選定）。

環境配慮事項選定マトリックス

**①チェックポイントの選定（横軸）**  
 開発事業地について、該当する「土地利用」の状況と「特に配慮すべき場所」の有無をチェックします。  
 （※注目すべき場所は「生物多様性はままつ戦略」参照）



**②環境配慮事項の選定（縦軸）**  
 「①チェックポイントの選定（横軸）」で当てはまる●印の環境配慮事項（共通及び記号 A～I）を選定します。

土地利用		特に配慮すべき場所				
<input type="checkbox"/>						
森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、その他	市街地（住宅地、商業・工業地域）	貴重な動植物の生息・生育地	地域を特徴づける生態系（※注目すべき場所）	主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	歴史・文化的遺産の所在地

共通	環境に配慮した計画・工事の検討や工程管理		●	●	●	●	●	●	
生活環境	A	市民が安全・安心に暮らせる生活環境の創出	A1	生活環境全般への配慮	●	●			
			A2	大気環境への配慮	●	●			
			A3	水環境への配慮	●	●			
			A4	土壌環境への配慮	●	●			
			A5	騒音・振動への配慮	●	●			
生物多様性	B	動植物の生息・生育地の保全(守る)	B1	動植物の生息・生育地における改変の回避・低減	●	●	●		
			B2	工事による改変の最小化	●		●		
			B3	建設作業機械や工事車両による影響の低減			●		
			B4	道路や施設の設置による影響の低減			●		
			B5	濁水の流出や水量の減少による影響の低減	●	●	●		
	C	動植物の生息・生育地における連続性の確保(つなげる)	C1	樹林地や水辺の連続性の確保	●		●		
			C2	動物のロードキル(轢死)や落下防止	●		●		
	D	動植物の生息・生育空間の保全・創出(もどす)	D1	生息・生育環境の復元	●		●		
			D2	樹林地の適正管理	●	●	●		
			D3	動植物の新たな生息・生育環境の創出	●	●	●		
D4			動植物の移動・移植			●			
E	地域性種苗による緑化・外来種の拡散防止(抑える)	E1	地域性種苗による緑化	●		●			
		E2	外来種の拡散防止	●		●			
快適環境	F	景観の保全・創造	F1	魅力的な市街地景観の形成		●			
			F2	恵まれた自然景観の保全	●			●	
			F3	暮らしの景観(地域景観)の保全・創出	●	●		●	
	G	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創造	G1	人と自然との触れ合いの活動の場の改変の回避	●	●			●
			G2	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創出	●	●			●
	H	歴史・文化的遺産の保全	H	歴史・文化的遺産の保全				●	●
地球環境	I	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用	I1	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用	●	●			
			I2	資源の有効利用	●	●			